

総社市公式ホームページリニューアル業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月

総社市 総合政策部 政策調整課

1. 業務の概要

1.1 業務名

総社市公式ホームページリニューアル業務

1.2 目的

総社市公式ホームページは平成 25 年度にリニューアルを行い、12 年が経過している。その間、さまざまな事案に応じて実施したカテゴリ・コンテンツの増設などによる階層構造の複雑化が、管理運営上の問題となっている。また、閲覧者のニーズや閲覧環境は高度化・多様化し、「探している情報が見つけにくい」「スマートフォンでの閲覧がしにくい」などさまざまな意見が寄せられている。情報の探しやすさをはじめ、近年普及が拡大したスマートフォンによる閲覧対応やアクセシビリティへの対応など新たな課題への対応が急務となっている。

本業務は、総社市公式ホームページが全ての利用者にとって必要な情報を探しやすく、市の魅力が伝わるデザインに刷新するとともに全職員が専門的知識や技術をもたずとも情報発信を容易に行える環境を再構築し、JIS 改正に向けた取り組みにも対応できるようにすることを目的とする。

については、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず企画提案書やプレゼンテーション内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の受託候補者として選定するため、公募型プロポーザル方式を実施する。

1.3 業務内容

【別紙】「総社市公式ホームページリニューアル業務委託仕様書」のとおり

1.4 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(ただし、リニューアル後のホームページの公開は、令和 8 年 3 月 1 日とする)

1.5 提案上限額

本業務にかかる費用の合計額は、22,500,000 円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。なお、この合計額を超えた提案は無効とする。

1.6 支払い方法

本業務にかかる費用は、完了検査終了後、請求があった日から 30 日以内に指定された口座に振り込む。

2. プロポーザルに関する事項

2.1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、【様式 1】参加申込書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 過去 5 年以内に、人口 6 万人以上の自治体において、10 件以上導入されている公式ホームページを管理する CMS を提供できること。
- (2) 過去 5 年以内に、国、都道府県、市町村などの公式ホームページに対して、JIS X 8341-3:2016 の「適合レベル A, AA」に準拠した実績が 10 件以上ある CMS を提供できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者でないこと。
- (5) 参加申込の受付締切日から審査結果通知日の間に総社市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 自己または自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、および次の（ア）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - （ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - （イ） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - （ウ） 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - （エ） 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者
 - （オ） 暴力団、または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - （カ） 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （キ） 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の ISMS 適合性評価制度の認定、またはプラ

イバシーマークの認定を受けていること。

(8)総社市と緊密な連絡調整が可能であること。

(9)総社市において行う打ち合わせ等に出席できること。

※(4)～(6)については、連携協力企業など（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

2.2 スケジュール

項目	日程
1. 公告・募集要領の公表	令和7年6月23日（月曜日）
2. 参加申込書提出期限	令和7年6月26日（木曜日）
3. 参加資格確認通知	令和7年6月30日（月曜日）
4. 質疑書の受付期限	令和7年7月4日（金曜日）
5. 質疑書に対する回答	令和7年7月11日（金曜日）
6. 企画提案書提出期限	令和7年7月18日（金曜日）
7. 一次審査結果通知（書類審査）	令和7年7月25日（金曜日）
8. 二次審査（プレゼンテーション）	令和7年8月4日（月曜日）
9. 最終選考結果通知・公表	令和7年8月上旬
10. 契約締結・業務開始	令和7年8月下旬

2.3 参加申込書の提出

2.3.1 提出場所・方法

政策調整課へ事前に電話連絡のうえ、参加申込書などを持参または郵送により提出すること。

2.3.2 提出期限

令和7年6月26日（木曜日）17時（時間厳守、郵送の場合必着）

2.3.3 提出書類

参加を希望する場合、次の書類を各1部提出しなければならない。

- (1) 【様式1】参加申込書
- (2) 【様式2】参加資格に関する申立書
- (3) 【様式3】受注実績調書
- (4) 【様式4】会社概要書

2.3.4 参加資格確認通知

令和7年6月30日（月曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

2.3.5 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、政策調整課へ事前に電話連絡のうえ、辞退届（任意の様式）を持参または郵送により提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

2.4 質疑および回答

質疑がある場合は、【様式5】質疑書を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

2.4.1 質疑書の提出

(1) 提出場所・方法

政策調整課へ持参または電子メール（seisaku@city.soja.okayama.jp）にて提出すること。なお、メールの件名は「総社市公式ホームページリニューアル業務質疑」とすること。

(2) 提出期限

令和7年7月4日（金曜日）17時（時間厳守）

2.4.2 質疑書の回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対し、令和7年7月11日（金曜日）までに随時、電子メールにて回答する。

2.5 企画提案書などの提出

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書などを提出すること。なお、提案は1社1案とする。

2.5.1 提出場所・方法

政策調整課へ事前に電話連絡のうえ、企画提案書などを持参または郵送により提出すること。電子メールでの受付は不可とする。

2.5.2 提出期間

令和7年7月14日（月曜日）から7月18日（金曜日）17時まで（時間厳守，郵送の場合必着。持参の場合は，期間中8時30分から17時までの間で受け付ける）

2.5.3 提出書類

提出書類	部数
1. 企画提案書（任意の様式） ※1社1案とする	正本1部，副本8部
2. CMS 機能要件一覧表 【別紙1】	正本1部，副本8部
3. 企画提案書の電子データ（CD-R または DVD-R）	1枚
4. 費用見積書（構築費用） 【様式6】	正本1部，副本8部
5. 費用見積明細書（構築費用） 【様式6別紙】	正本1部，副本8部
6. 費用見積書（保守費用） 【様式7】	正本1部，副本8部
7. 費用見積明細書（保守費用） 【様式7別紙】	正本1部，副本8部

2.6 企画提案書などの作成

2.6.1 企画提案書などの作成

【別紙2】企画提案書作成要領に基づき作成すること。

2.6.2 見積書の作成

(1) 構築費用

設計関連費，デザイン費，CMS 導入費，外部 ASP 導入費，サーバなどの環境構築費，データ移行費，研修費，他機能導入費，令和7年度保守費など，リニューアル業務にかかるすべての費用の合計を記載すること。ただし，構築費用の合計金額は22,500,000円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。提案金額が上回った場合は失格とする。

(2) 保守費用

令和8年度以降の保守については長期継続契約もしくは単年度契約を想定しており，5年間のハードウェア，ソフトウェアなど，システム保守にかかるすべての費用の合計を記載すること。

2.7 優先交渉権者などの選定方法

書類審査による一次審査とプレゼンテーションによる二次審査で評価・採点（1,000点満点）を行い，合計点数の高い順から優先交渉権者および次点交渉権者とする。

2.7.1 一次審査（600点）

【別紙3】審査実施要領に沿って，次の4つの書類について評価し，点数化する。

- (1) 基準点(150 点)・・・CMS 機能要件一覧表
- (2) 提案評価点(350 点)・・・企画提案書
- (3) 価格点ア(50 点)・・・費用見積書（構築費用）
- (4) 価格点イ(50 点)・・・費用見積書（保守費用）

2.7.2 一次審査結果通知

一次審査の結果は、参加者全員に対し令和 7 年 7 月 25 日（金曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

なお、この時点での一次審査の評価点数は公表しない。

2.7.3 二次審査（400 点）

【別紙 3】審査実施要領に沿って、プレゼンテーションの内容を評価し、点数化する。

2.7.4 優先交渉権者の決定

一次審査と二次審査の合計（1,000 点満点）で、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。提案者が 1 社の場合および最高評価点獲得者が 2 社以上ある場合の契約候補者の選定は、【別紙 3】審査実施要領に沿って行う。

2.7.5 最終審査結果通知および優先交渉権者の公表

(1) 結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和 7 年 8 月上旬に参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(2) 公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、評価点などの審査結果は、最終審査結果通知後総社市ホームページ上に公表する。

2.8 契約

2.8.1 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、最終審査結果通知日以降に本業務にかかる契約を締結する。

ただし、「仕様書 4. データ移行に関する要件」に示すとおり、移行対象データ数が変動する予定のため、提案金額に基づいて再度費用見積書を提出したうえ、契約金額を決定する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、総社市と協議のうえ、その承認を得るものとする。

2.8.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

2.8.3 契約期間

- (1) リニューアル業務にかかる業務委託契約

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

- (2) 運用保守にかかる業務委託契約

令和 8 年度以降の運用保守については、別途契約することとする。

2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項

2.9.1 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

- (1) 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- (5) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (6) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

2.9.2 留意事項

- (1) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書などの追加、差し替え、および再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、総社市が複製を作成することがある。
- (4) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせへは応じない。
- (5) 企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) 提出された書類は、総社市情報公開条例（平成 17 年総社市条例第 11 号）および個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

(8)企画提案書などの作成のために総社市より受領した資料は、総社市の許可なく公表、または使用することはできない。

【問い合わせ先および各種書類の提出先】

総社市 総合政策部政策調整課広報広聴係

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号

(Tel) 0866-92-8214

(Fax) 0866-92-8216

(e-mail) seisaku@city.soja.okayama.jp